



R4.7時点整備状況（国道463号交差点周辺）

- 県では、国道254号の混雑緩和などを目的として、**国道254号和光富士見バイパス**を整備しています。
- 早期の全線開通に向けて**土地収用制度**の活用を行うため、令和3年3月に国への「**事業認定申請**」を行いました。
- この度、**事業認定申請の取下げ**を行うことに決定しましたので、関係者の皆様へ取下げ理由や今後の予定などを説明するものです。

国道254号和光富士見バイパス

全線 L=6,850m 用地取得率 約97%

第Ⅱ期整備区間 L=4,290m
用地取得率 約96%

第Ⅰ期整備区間 L=2,560m
用地取得率 100%

事業認定申請区間

平成22年4月 暫定2車線開通
令和2年3月 全線4車線開通

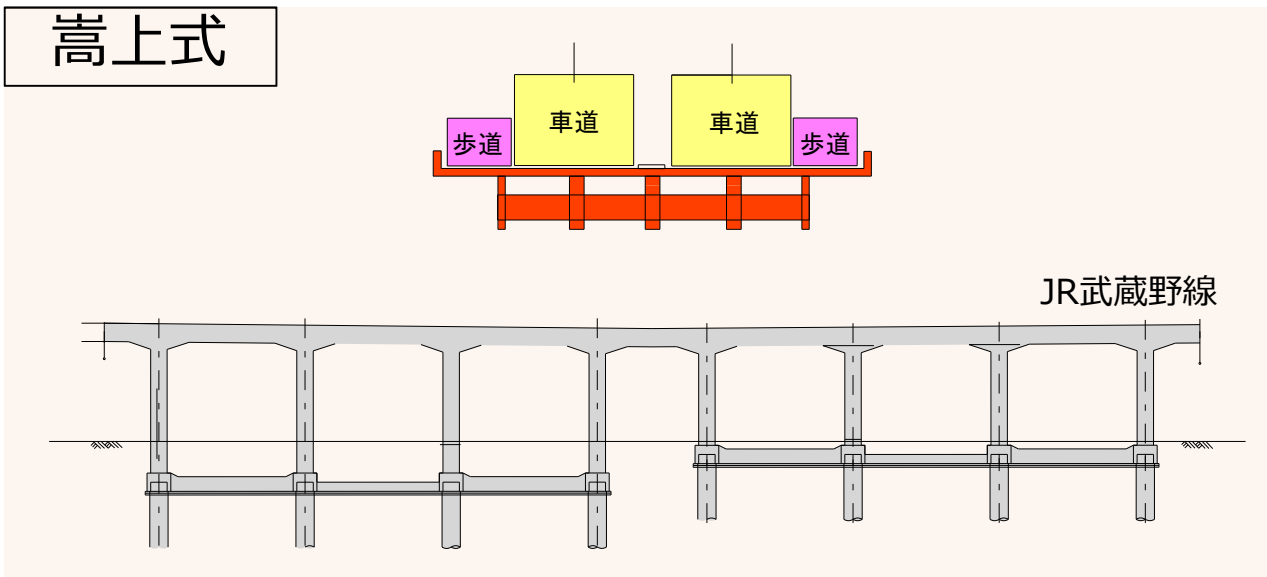


部分開通予定区間

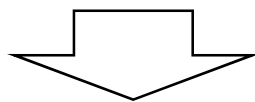
令和5年春開通 L=1,420m
用地取得率100% (令和4年2月)

- 現在、申請を行っている区間のうち、次の2点について事業内容が変更となるため、**申請の取下げ・再申請**を行います。
- JR武蔵野線の**立体交差構造の変更**。
- 県道さいたま東村山線との交差点部において**申請範囲の考え方に誤り**がありました。

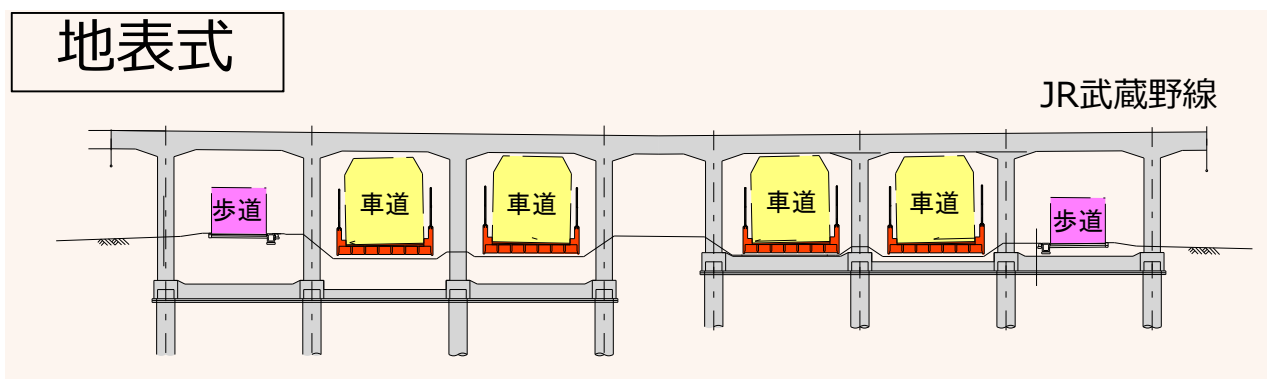
嵩上式



現在の都市計画決定：JR武蔵野線を高架で超える交差構造（嵩上げ式）



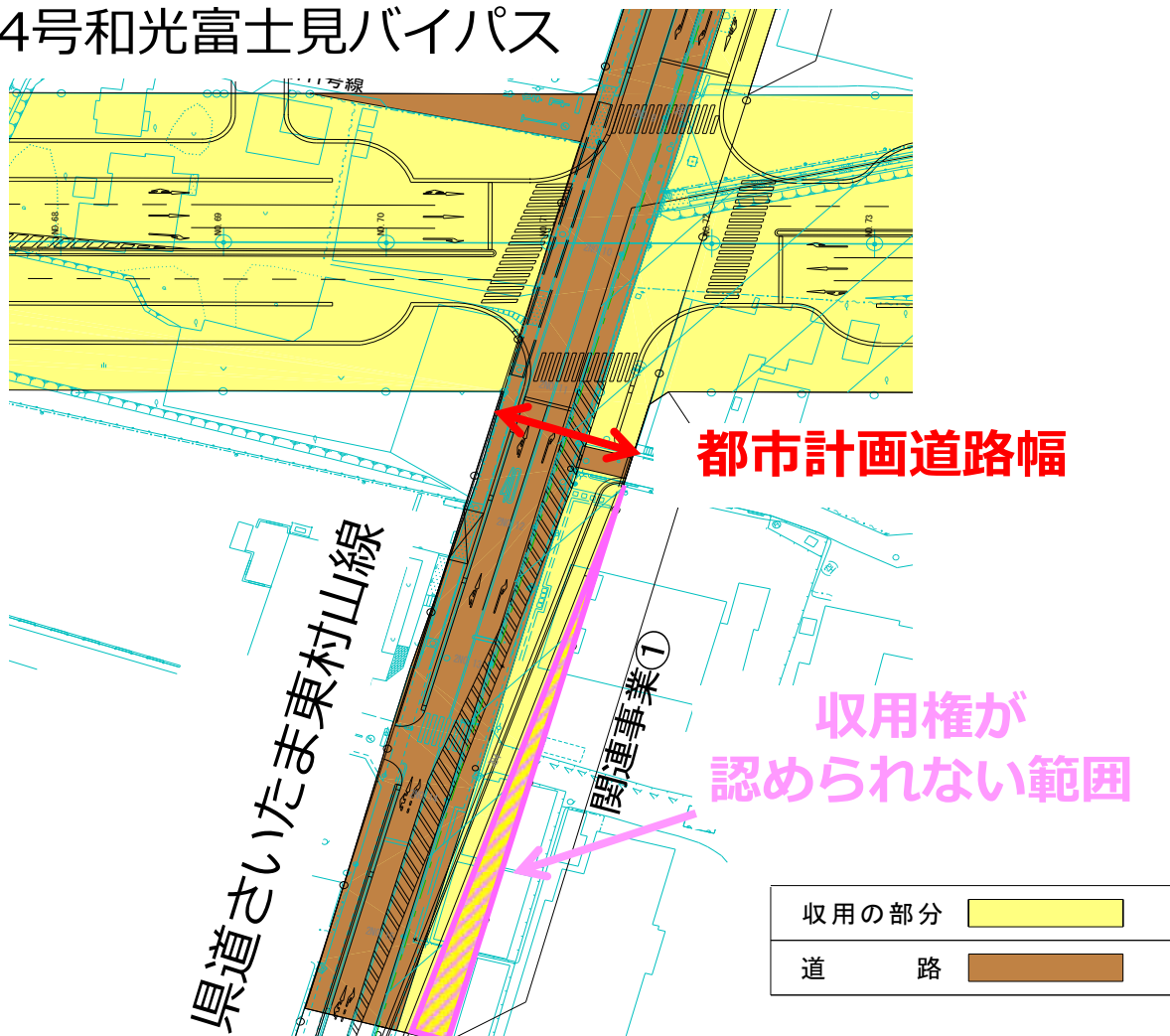
地表式



交差構造の変更：JR武蔵野線の下を通る構造（地表式）に変更（令和4年6月）

- JR武蔵野線の立体交差構造を嵩上げ式から地表式へと変更となり、申請内容と異なることとなりました。
- 都市計画の変更（嵩上げ式→地表式、一部幅員変更）を行い、申請内容を変更し、再申請を行います。

国道254号和光富士見バイパス



※上図のピンク色斜線で示した範囲が、収用権が認められない範囲。

- 県道さいたま東村山線の都市計画道路幅を申請の範囲としていましたが、国道254号和光富士見バイパス事業として認定できる範囲は、今回の事業で実施する擦り付け形状でした。
- 当該箇所の用地買収は完了しているため、申請範囲から除外し再申請を行います。

現在の申請の対応

事業説明会（申請の取下げ）

本日

事業認定申請の取下げ

再申請

事業説明会（再申請）

事業認定再申請

申請書の公告・縦覧

事業認定の告示

都市計画変更手続き

- 現在申請の内容について、今回の説明会后、取下げを行います。
- 取下げ後、都市計画変更手続きに着手します。
- 事業内容を変更し、再申請を行います。

現申請に対して提出された意見書、再申請を行った際の意見書については、以下のとおりとなります。

①現申請に対する意見書の返却

現申請に対して提出された意見書は、申請の取下げ後に事業認定庁から返却されることとなります。

②再申請の際の意見書

再申請については、事業内容を変更した上で申請します。再申請の事業認定申請書の縦覧を行った際に、埼玉県知事あてに意見書を提出することができます。